

弥陀ヶ原火山防災協議会

日時 平成31年3月22日(水) 9:30～

会場 富山県民会館8階 バンケットホール

1 開会

(司会)

皆さま、おつかれさまです。ただ今より弥陀ヶ原火山防災協議会を開会いたします。初めに石井知事から開会のごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(石井知事)

本日、弥陀ヶ原火山防災協議会を開催しましたところ、皆様には、大変ご多忙のなかご出席いただきありがとうございます。とりわけ、藤田先生、宮村気象庁火山対策官をはじめ県外からお越しの皆様には、遠路ご参加いただき、重ねて感謝申し上げます。

また、日頃から、本県火山防災行政の推進に格別のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年3月に活火山法に基づき、この弥陀ヶ原火山防災協議会を設置し、今回が5回目の会議となります。これまで、噴火履歴や噴石対策調査等を踏まえて、3つのワーキンググループにおいて議論いただきながら、噴火シナリオや火山ハザードマップの策定を進めてまいりました。

また、弥陀ヶ原火山が、気象庁が24時間体制で火山活動を監視する「常時観測火山」に追加されてから2年余りが経過し、観測データの蓄積が進められており、県においても、富山大学に委託し、火山活動の調査研究を継続的に行い、噴気活動^{ふんき}の変化などの火山情報の収集に努めてきているところです。

さらに、山小屋等の民間施設の噴石対策については、国の補助を活用し、立山町や立山山荘協同組合と密接に連携し、計画的に進められるよう、積極的に支援しているところです。

来年度は新たに、立山町が行う火山防災マップの作成経費に対し補助するなど、引き続き火山防災対策を着実に推進し、観光客や登山者の安全対策にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、これまでの取組みを踏まえ、噴火警戒レベル(案)や県の地域防災計画の改定(案)等についてご協議いただくこととしております。委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

本日は、よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。本日もご出席いただいている皆様方につきましては、お手元に配布している出席者名簿をもって、紹介は省略させていただきます。また資料については、お手元のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

それでは、本協議会の規約第5条に基づき、以後の進行については、会長の石井知事をお願いいたします。

(会長：石井知事)

それでは、次第に基づいて議事を進行させていただきます。本日は1時間程度の議事を予定しております。円滑な議事進行にご協力願います。

まず、弥陀ヶ原の火山活動の状況について、富山地方気象台からご説明をお願いします。

3 議事

(1) 弥陀ヶ原の火山活動について

(気象庁東京管区富山地方気象台：飯田台長)

気象台の飯田です。私からは、弥陀ヶ原の現在の火山活動の状況について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。冒頭の枠囲みの見出しのとおり、立山地獄谷では熱活動が活発な状況が続いております。特にこの状態は数年間変わらず経過をしております。

3頁は数年間にわたる全球測位衛星システムによる基線の伸びを示したのですが、この解析結果からも、弥陀ヶ原近傍での火山性の地殻変動は認められません。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、何かご意見やご質問などはありませんか。よろしいですか。

それでは、ご質問がないようでしたら、次に「噴火警戒レベル(案)」について、気象庁から説明をお願いします。

(2) 噴火警戒レベル(案)について

(気象庁火山課：宮村火山対策官)

気象庁の宮村です。私からは、資料2-1「弥陀ヶ原の噴火警戒レベル(案)とレベル判定基準(案)」及び資料2-2「噴火警戒レベルのリーフレット(案)」を用いて説明します。

気象庁では、平成19年に気象業務法を改正し、予警報の対象に火山現象を追加し、噴火

警報の発表を始めてから 12 年が経過したところです。

噴火警報は、噴火に伴い生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合に警戒が必要な範囲を明示して発表しています。噴火警戒レベルを運用している火山において、気象庁では火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と各機関がとるべき防災対応をひとつの指標としてレベルを付して公表しています。現時点において日本に 50 の常時観測火山があり、うち 43 火山で噴火警戒レベルが運用されています。レベル運用により、市町村等防災機関は、入山規制や避難勧告などの防災対応を速やかにとることができ、噴火災害の軽減につながることを期待されています。現在、石崎先生などの調査によって弥陀ヶ原の過去の火山活動が明らかになりつつあり、火山ハザードマップも作成されています。気象庁ではこれらを基礎資料として噴火警戒レベルの設定を検討しました。資料の青色実線で図示された想定火口域の範囲内で今後、噴火が起きる可能性が大きい。なお、青色点線は現在活発な噴気がみられる範囲です。赤色立体図には過去の噴火地点が円で示されています。右図は現在、産業技術総合研究所の関研究員が作成された地獄谷浅部の比抵抗構造です。この図からは、噴気活動がみられる地獄谷の地下に熱水や火山ガスが貯留していることが推測されます。

想定される火山現象ですが、過去 1 万年以内の噴火は、いずれも水蒸気噴火であるため、今後発生する噴火も水蒸気噴火を想定しています。噴火に伴う火山現象の影響範囲は噴火の規模が大きくなるほど危険範囲は拡大し、警戒レベルも順次高まっていきます。

警戒レベル 2 では、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想され、地震活動の高まりや少量の泥、火山灰の噴出などが予想されます。警戒が必要な範囲は想定火口域内としております。警戒レベル 3 では、想定火口域を超えて大きな噴石が飛散する火山現象を想定しているほか、資料左端の居住地域には到達しない程度の称名川流域を中心とした火砕流・火砕サージなどを伴う噴火が発生、または予想をしています。警戒が必要な範囲は大きな噴石が最大で地獄谷から概ね 2.5km 以内の範囲に飛散し、居住地域まで到達しない程度の火口噴出型泥流の影響が称名川流域内に及ぶものとしています。ただし、弥陀ヶ原の場合は、噴気活動は現在も活発である一方、実際の噴火を観測により捉えた事例がありません。このため、シミュレーション結果を踏まえた想定をせざるを得ません。桜島や阿蘇山の様に多数の噴火の観測事例があれば実測値に基づいた噴火警報等の判断基準を設定して、監視にあたることができますが、弥陀ヶ原ではそれが困難なことから、安全サイドに立った考え方で、レベル 3 に引き上げる時は、まずハザードマップで検討した大規模噴火を想定し、2.5km の警戒範囲とし、その後、火山活動の推移を見ながら警戒範囲を地獄谷から概ね 1.5km 以内に縮小するとしています。さらに活動が低調となった場合にはさらにレベル 2 に引き下げる。このように、火山活動の推移を見据えつつ段階的に防災対応がとられるようにしております。

レベル4乃至5については、居住地域に火山現象の影響が及ぶ段階であり、レベル3を大きく超える噴火が発生した場合を想定していますが、レベル3同様、観測事例はありません。

最後の頁ですが、これはレベルの上げ下げの判定基準を（案）として示したものです。気象庁からは以上です。

（会長：石井知事）

はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご意見やご質問等は、ありませんか。富山大学の渡邊教授、何かご意見はありますか。

（富山大学大学院理工学研究部：渡邊教授）

これまで議論してきた内容となっており妥当な案と考えています。資料2-2のレベル3で2.5km並びに1.5kmの併記があり、この1kmの違いを理解するのが難しいように思います。昨年策定したハザードマップで検討した噴火規模の大小と関係づけた説明を加えるのがよいのではないのでしょうか。

（会長：石井知事）

はい、ありがとうございます。続いて、富山大学の石崎教授、何かご意見はありますか。

（富山大学大学院理工学研究部：石崎教授）

特に意見はありませんが、弥陀ヶ原は噴火時の観測実績がないこと、気象庁の観測体制や小職の地質調査も、まだ日が浅いことに留意し、火山噴火の現象があった場合はレベル1から3に段階を一気に引き上げることも視野に入れ、防災対策を講じることが重要と考えます。

（会長：石井知事）

はい、ありがとうございます。続いて、京都大学の藤田教授、何かご意見はありますか。

（京都大学防災研究所：藤田教授）

気象庁の説明にもありましたが、弥陀ヶ原では噴火の実測事例がないことから、噴火時の危険が及ぶ範囲の特定は、シミュレーションに依り、その想定される分布域を示したものです。このこと（シミュレーションの精度）を踏まえ、資料2は安全に重きを置いた内容となっており、適正なものできたと考えています。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。続いて立山黒部貫光株式会社の佐伯社長、何かご意見はありますか。

(立山黒部貫光株：佐伯社長)

はい、当社としては、発災時にいかに立山黒部アルペンルート of 観光客を避難させるか、避難者の受入施設としていかなる役割があり、リスクがあるか、現在社内でマニュアルを検討しております。今後も地元、立山町の方と協議しながら防災対策に配慮したマニュアルを整理していきたいと考えております。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。続いて県警本部長、何かご意見はありますか。

(富山県警察：山田本部長)

県警では、火山災害対策の一環として救出救助能力の向上を図るうえで、関係機関との合同訓練を実施しています。また、本日の協議内容を関係機関と情報共有し、救出救助活動の計画などに反映していきたいと考えております。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。これまでの議事で宮村火山対策官、他に何かご意見はありますか。

(気象庁火山課：宮村火山対策官)

はい、色々なご意見を頂戴し、ありがとうございます。弥陀ヶ原は観光火山であり、国内にも数か所ございますが、活動火口域内に多くの方が訪れる特殊な火山です。こういった観光火山の場合は、非常に詳細に火山活動の変化を捉えることが大事になります。このため、気象庁の観測データだけでなく、佐伯社長のご発言の中にもありましたが、火山活動の変化について地元の皆様をはじめ、関係機関から火山活動に係る情報を气象台にお寄せいただくことが重要であり、今後はその点を重視し、地元の皆様と協力しながら噴火警戒レベルの運用を進めていきたいと考えております。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。

資料2-2のレベル3の表現で渡辺教授からのご指摘を受けた2.5kmと1.5kmの記載

については大規模噴火とそれ以外ということで説明を少し丁寧にする方向で進めることとします。

他に質問やご意見がないようでしたら、噴火警戒レベル（案）は原案どおり了承いただいたということによろしいでしょうか。

それでは、ご了承いただいたということで、続きまして、県の地域防災計画の改定（案）について事務局から報告をお願いします。

(3) 県の地域防災計画の改定（案）について

(富山県防災・危機管理課長：山崎参事)

はい、防災・危機管理課の山崎です。はじめに、資料3-1「平常時及び火山現象発生時における各機関の役割（案）」、3-2「噴火警戒レベルに応じた国、県及び市町の防災体制（案）」を用いて説明申し上げます。3-1は関係機関の皆様に照会した内容を反映したのとなっております。ご確認をお願いします。3-2は気象庁さんからの説明がありましたが、噴火警戒レベルに基づきまして、県や市町村、それぞれの地域防災計画等の規定する非常配備体制の案をまとめたものとなります、普段から協議会を介して緊密な連携をとっておりますが、万一の噴火時にも連携・協力をお願いします。

続きまして、資料4-1「県地域防災計画の改定（案）」をご覧ください。まず、左下の参考の部分ですが、活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）では火山災害警戒地域に指定されている本県と市町の防災会議は火山防災協議会の意見を聴いたうえ、地域防災計画に必要な事項を記載するとしています。法第5条に明記されていますが、県は火山現象に関する情報収集と伝達、市町村の防災対応や、避難場所、避難経路を定める際の基準、避難・救助の広域調整などを記載することとされています。

現在の本県の計画は左側「現行」のとおり、風水害編の第2章災害応急対策中、第21節の火山応急対策に予防対策を含めて規定しています。改定案では一旦第21節を削除したうえ、事故災害編を個別災害編と変更し、第1章に火山災害対策を追加します。内容は「改定案」のとおりで、第1節火山災害予防対策、第2節火山災害応急対策及び第3節火山災害復旧対策とし体系化し整理をしました。第1節の火山災害予防対策では1番目の弥陀ヶ原火山の概要と5番目の防災訓練の充実を新たに追加し、2番目の弥陀ヶ原火山防災協議会等は風水害編第21節からの移動です。3番目の防災活動体制の整備と4番目の救援・救護体制の整備は基本的に風水害編を参照するものとし、火山防災の特長などを追記しております。第2節についても同様の改正です。

具体的な内容につきましては、資料4-2「県地域防災計画の改定（案）新旧対照表」を用いて説明申し上げます。2頁目をご覧ください。下線の部分が改正箇所です。事故災害編を個別災害編に変更したことによるものです。5頁から14頁が現行の第21節で備考

欄に移動先を記載しております。15 頁をご覧ください。ここからが火山災害対策で次頁の追加の第 1 弥陀ヶ原火山の概要であり、これまでの噴火履歴調査の結果や火山現象などを追加しました。22 頁をご覧ください。第 3 の防災活動体制の整備、第 4 の救援・救護体制の整備は基本的に風水害編を参照しておりますが、通信連絡体制の整備で火山防災協議会の構成機関との連携を追記したほか、23 頁の 3 に緊急避難場所・避難所等の確保では一般の避難場所、避難所に準じた安全な場所を選定するほか、市町村は弥陀ヶ原火山防災協議会での協議を踏まえ、法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する「避難促進施設」を指定することなどを基準としています。また、第 5 防災訓練の充実も追記しました。24 頁からが火山災害応急対策となります。25 頁は法で記載することとされている予警報の伝達で、風水害編第 21 節から移動するとともに 26 頁に噴火警戒レベルの表を追加しました。32 頁では県の非常配備体制を追加しています。なんらかの噴火の兆しが確認されましたら第 1 非常配備で防災・危機管理課などの職員が参集します。噴火警戒レベル 2 の発表時には、第 2 非常配備、噴火した場合などで第 3 非常配備をとることなど、状況の推移に応じた対応をしたいと考えております。次の 33 頁ですが、第 7 の避難活動では後ほど説明いただく立山町の避難計画（案）と関連しますが、まずは身を守る一次避難と安全な場所への二次避難など、突発的な火山災害の特徴を踏まえて記載しております。34 頁ですが第 8 の輸送車両、船舶、航空機の確保では、風水害編を準用するほか、通常の手段に加えて立山黒部アルペンルート各機関にも協力を依頼する内容となっています。最後になりますが、35 頁では二次被害や風評被害の防止のため積極的な広報や正確な情報の提供などを記載しています。なお、この地域防災計画（案）はパブリックコメントを実施のうえ、本県の防災会議で協議いただきたいと考えております。

（会長：石井知事）

はい、ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして何かご質問やご意見はありませんか。陸上自衛隊の西村第三科長、何かご意見はありませんか。

（陸上自衛隊第 14 連隊：西村第三科長）

自衛隊は昨年 7 月、広島・岡山に災害派遣の実績があります。この時の教訓を踏まえ、北陸三県を守る 14 連隊としてはしっかり現場を知っておくべきと認識しました。梨木連隊長は北陸三県は海岸線 1,100km ありますが、しっかりと歩き、どんどん現場に入っていくことによって地名を聞いてどんな場所かイメージを持てるようにしたい意思があり、このため、次年度 6 月 3 週頃を目途に県と関係機関と連携し、立山弥陀ヶ原一帯の避難訓練、20～30 名程度の小規模なものを実施したいと考えています。訓練を通して退避できる場所の把握、どのようにアクセスし、救助を待つ人達にアプローチすることが可能か、ヘリの

離発着ができる位置などについて徒歩で偵察し、現場把握に努めたいと考えています。よろしくをお願いします。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。長野県大町市の遠藤防災課長、何かご意見はありませんか。

(長野県大町市：遠藤防災課長)

長野県側アルペンルートの出入り口になる大町市ですが、大町市は資料3-2の防災体制(案)に掲載があり、登山客や観光客の安全な避難に重点を置いた体制の避難計画を立てています。なお、本協議会とは別に長野県側につきましては、長野県、北アルプス広域消防本部、アルペンルートの交通関係機関などの皆さまと平成27年度から連絡会を立ち上げ、この連絡会の内容に基づき連絡体制を確認しております。地上での避難・誘導が困難な場合はヘリポートなど(の使用)を確認させてもらっております。レベルによって、警戒体制をとるべき事態になった場合は本協議会とも当然ながら協力させていただくとともに、立山町とも相互応援協定を締結していることから、この協定に基づき、支援を行う予定です。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。関西電力北陸支社の二階堂部長、何かご意見はありませんか。

(関西電力北陸支社：二階堂総務部長)

事業者としてはお客様の避難誘導に重点を置いた内容と思っています。立山町、大町市、関係機関と連携しながら万全の対策を講じていきたいと考えています。

(会長：石井知事)

はい、ほかに何かご意見やご質問はありませんか。

他に質問やご意見がないようでしたら、県の地域防災計画の改定(案)は原案どおり了承いただいたということでしょうか。

それでは、ご了承いただいたということで、続きまして、立山町から弥陀ヶ原火山避難計画(案)について立山町から報告をお願いします。

(立山町総務課：村上課長補佐)

立山町長代理の総務課長補佐をしております村上です。よろしく申し上げます。まず、1枚めくっていただくと目次が見分できると思います。12月開催のワーキンググループで確認させていただきましたが、内閣府作成の避難計画策定の手引きに基づき、構成しております。次頁には用語の定義の記載があります。先ほど委員の発言にもありましたが、弥陀ヶ原火山は火口中心に数多くの観光客や登山者などが訪れます。また、山小屋など施設の利用者、施設に勤務する者、交通事業者なども大変多くおられます。このため、観光客・登山者等、利用者等の用語の定義付けを明確にしたところです。

1頁「目的等」から7頁「噴火シナリオと避難計画」までは富山県や気象庁が作成された火山防災協議会の資料に基づき、記載しています。

8頁に「6. 避難の基本的な方針」とありますが、1次避難から3次避難までとし、3段階の避難としています。9頁「7. 噴火警戒レベル」、10頁表6の噴火警戒レベルに応じた富山県及び立山町の防災体制については先ほど富山県が説明した内容と同様です。

12頁には立山町が執るべき防災体制を記載しております。14頁の図6「噴火警報等の伝達系統図」及び15頁の図7「情報連絡系統図については火山防災協議会の協議資料に基づき記載しております。

16頁の表10 避難促進施設（案）ですが、火山周辺の山小舎はじめ関係機関を対象とした立山町弥陀ヶ原火山避難計画に係る説明会を1月下旬に開催し、避難計画の内容や計画に記載する避難促進施設などについて話し合ったところです。町は今後、山小舎等の火山周辺施設に対して避難促進施設として指定する旨依頼し承引の意思を確認後、避難計画にその旨を記載する予定です。

17頁には避難経路の設定があり、次頁以降には避難方向図を掲載しています。基本は、想定火口域から退避する案ですが、事象の予見を捕捉することが困難であるため、関係機関と協議し、詳細な避難経路は別途マニュアルで整理したいと思います。

20頁は噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の対応です。レベルに応じた防災体制など具体的な内容は21頁以降に記載しています。25頁は突発的に噴火した場合の対応を記載しています。28頁以降は風評被害対策や平常時からの防災啓発と訓練について記載しています。

以上の内容に基づき、避難計画を策定する予定です。よろしく申し上げます。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして何かご質問やご意見はありませんか。それでは立山山荘協同組合の佐伯理事長、何かご意見はありませんか。

(立山山荘協同組合：佐伯理事長)

はい、昨年来より噴火警戒レベルや避難促進施設について協議し、県や立山町から丁寧なご説明を受けました。山荘組合員各位は概ね賛意を示しており、生命に危険が及ばない安全側の視点で協議しています。弥陀ヶ原は観光客や登山客などが数多く訪れ、標高差がある山岳観光地であり、特異な場所だと言えます。

これらの特性を充分理解したうえ、協議を継続し、弥陀ヶ原を注視することが必要だと思います。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。環境省信越環境事務所の中野次長、何かご意見はありませんか。

(環境省信越環境事務所：中野次長)

はい、環境省は雷鳥沢で雷鳥沢休憩所を整備しております。既に当該施設が避難促進施設となることを想定し、先行したのものも含め、(基本計画の策定に向けた)各種の条件の検討を行っています。名称は休憩所ですが、金沢大学医学部による診療所があり、弥陀ヶ原火山ガスの観測拠点施設であることに加え、野営場の管理も行っています。関係の機関と協議し、来年度、避難促進施設になり得るよう早急に(基本計画の)整理を行っていきたいと思います。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。立山町観光協会の隈上事務局長、何かご意見はありませんか。

(立山町観光協会：隈上事務局長)

立山黒部アルペンルートは日本を代表する観光地であり年間数多くの方が訪れますが、来訪者の大半はその領域に火山の想定火口域があることを知らない状況であると思います。

観光協会として、今後万一発災した場合に備え、来訪者に想定火口域の位置や避難の方向など事前に「火山」であることを情報共有・発信していくことが肝要であると考えており、尽力していきます。

ご協力をよろしくお願いします。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。今後の予定について事務局から説明申し上げます。

(富山県防災・危機管理課長：山崎参事)

続いて、資料6「弥陀ヶ原火山防災協議会の今後の予定等について」をご覧ください。本日の協議を踏まえ、県地域防災計画（案）は6月の県防災会議で協議予定です。噴火警戒レベルは運用に向け、気象庁さんで準備を進めていただきます。

また、立山町の「避難計画」につきましては、交通事業者や宿泊施設のご協力のもと、「避難確保計画」の検討を進めていただき、来年度下半期には第6回協議会を開催し火山防災マップを協議したいと考えております。火山の避難訓練等も併せて検討したいと考えております。

富山大学には火山活動調査研究を進めていただくとともに、今ほど立山町環境協会から意見を頂戴しましたが、火山防災の意識啓発等にもしっかりと取り組んでいきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして何かご質問やご意見はありませんか。特にご意見がなければ、関係団体のご意見を伺いながら予定に沿って進めていくこととします。

最後に火山噴火緊急減災対策砂防計画の概要について、立山砂防事務所から説明をお願いします。

(国土交通省立山砂防事務所：大坂所長)

資料7をご覧ください。国土交通省は火山活動による社会的影響が大きい火山、火山活動が活発な火山、ハザードマップが作成されている対象火山 49 箇所の内、29 箇所において火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定済としています。同計画の策定に当っては噴火警戒レベルに基づき、レベルに応じ、どのような土砂災害対策を講じるか協議のうえ、規定することとしております。本日の協議会で弥陀ヶ原火山噴火警戒レベルが了承されたものと理解していますので、速やかに策定に向け努めたいと考えております。次頁には計画の概要、3 頁目以降は計画のイメージ図との理解ができると思います。緊急時に実施する対策と平常時からの準備事項とに類別化がされています。平常時にはブロックなどの資機材を備蓄しておき、緊急時には例えば砂防堰堤にブロックを積み上げ、土石流を阻止する対策を講じる、あるいは土嚢などを特定の場所に備蓄しておき、いわゆる重要施設への土石流の流入を防ぐように流れをコントロールする、堆積した土砂の除去、また、土石流の発生を予知する観点からピアノ線のようなワイヤーセンサーを堰堤に設置したうえ、土石流の通過でセンサーが切れ、警報が鳴り避難を促すなどが基本的な対策の事例となります。

火山噴火緊急減災対策砂防計画の委員会では、弥陀ヶ原火山でいかなる防災対策が有効なのか、また、噴火警戒レベルに応じた執るべき対策について協議していく予定としております。

なお、弥陀ヶ原の火山防災対策という総合的な観点から、本計画は本協議会と密接な連携協力が必要であることから、一定の成果物を得られ次第、本協議会にご報告申し上げたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(会長：石井知事)

はい、ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご質問やご意見はありませんか。特にご意見がなければ、火山噴火緊急減災対策砂防計画について予定どおり進めていくこととします。

4 閉会

(会長：石井知事)

それでは、本日は、弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル(案)についてご意見を伺ったうえ、ご了承いただきました。また、県地域防災計画(案)についてもご了承いただいたので、6月に開催を予定している県防災会議の議題とし、決定したいと考えております。また、立山町の避難計画(案)についても、その方向性についてご了承いただいたと思います。

本日ご出席者の皆様にはそれぞれの立場から貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

今後もこの協議会で火山防災対策について協議・検討を進めてまいります。弥陀ヶ原が世界的に有名な高緯度に位置する山岳観光地であることに配慮し、観光客や登山者等の安全・安心に万全を期してまいりたいと考えておりますので、皆様方にはご協力賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。